

「社会を明るくする運動活動寄金」趣意書

第七十六回「社会を明るくする運動」

― 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ―

犯罪や非行のない明るい社会を目指して、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、今年で七十六回を迎え、強調月間である七月を中心に全国的に展開されます。

近年、少年非行は、オレオレ詐欺等の特殊詐欺、家庭内暴力、大麻取締法違反が社会問題となっている現状にあり、また、少子化や地域社会における連帯感の希薄化等

から、非行少年は社会の中で孤立化する傾向にあるといえます。

また、近年の成人による犯罪の動向を見ますと、犯罪者の中に占める再犯者の比率は約五割と大変高い状況にあります。

平成二十八年十二月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行されましたが、同法においては、国民の理解と

協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することの重要性が明記されています。

以上のことを踏まえ、地域の皆様方が、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を推進し、更生保護活動を一層充実していきたいと考えております。

「社会を明るくする運動活動寄金」は、「社会を明るくする運動」や更生保護活動を支援するための愛の募金です。

この運動が指すこと

第七十六回「社会を明るくする運動」の「統一テーマ」

「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう

「更生保護」は、国、地方公共団体、民間が協力して、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支援する取組であり、とりわけ「保護司」をはじめとする多くの更生保護ボランティアは、そのような人たちを地域社会で支え、再出発を助けています。

日本の更生保護の取組は、良好な治安を支えるものとして、海外でも高く評価されており、令和七年十二月に国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」でも“hogo-shi”が紹介されていますが、国民の認知度は必ずしも高くありません。

社会経済の状況や地域社会、犯罪情勢等が大きく変化する中で、更生保護が機能していくためには、更生保護の取組に対する国民一人一人の理解と協力がより一層必要となります。

そこで、「社会を明るくする運動」の様々な取組を通じ、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアの存在や役割を広く国民に知ってもらうことを第七十六回の「統一テーマ」として、活動を展開することとします。

どうか例年にも増して、「協力くださいますよう」心からお願い申し上げます。

令和八年七月

県民のみなさまへ

静岡県保護司会連合会
地区保護司会
地区更生保護女性会